

# 「沖縄県中小企業振興資金利子補給金の御案内」

沖縄県融資制度のうち、下記の①～④の貸付を受けた方へ利子補給を実施します。

- ① ベンチャー支援資金（平成29年1月2日～令和2年12月31に貸付を受けた方）
  - ② 雇用創出促進資金（平成29年1月2日～令和2年12月31に貸付を受けた方）
  - ③ 新事業分野進出資金（平成29年1月2日～令和2年3月31に貸付を受けた方）
  - ④ 創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）（平成29年4月1日～令和2年3月31に貸付を受けた方）
- ※ 旧資金名：創業者支援資金（平成29年4月1日～平成31年3月31日）

## 1 利子補給制度の概要

利子補給対象資金		利子補給率	利子補給対象 の資金の限度額	利子補給 対象期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新事業分野進出資金</li> <li>・ベンチャー支援資金</li> <li>・創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）</li> </ul>		融資利率のうち <b>1.00%</b> を補給	<b>2,000万円</b>	<b>融資を 受けた日 から3年</b>
雇 用 創 出 促 進 資 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1名新規雇用（非正規雇用）の場合（融資対象1）</li> <li>・非正規から正規雇用等に1名転換する場合（融資対象2）</li> </ul>	融資利率のうち <b>1.00%</b> を補給		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1名新規雇用（正規雇用）の場合（融資対象1）</li> <li>・2名以上新規雇用（非正規雇用）の場合（融資対象1）</li> <li>・非正規から正規雇用等に2名以上転換する場合（融資対象2）</li> <li>・法定雇用障がい者を超えて障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業課長の認定を受けた場合（融資対象3）</li> <li>・以下、(1)～(6)の認定・承認を受ける場合（融資対象4）</li> <li>(1) えるぼし認定</li> <li>(2) くるみん認定</li> <li>(3) ユースエール認定制度</li> <li>(4) 沖縄県人材育成企業認証制度に基づく認証</li> <li>(5) 沖縄ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に基づく認証</li> <li>(6) その他上記(1)～(5)と同等と認められる事業等に基づく認定・認証</li> </ul>	融資利率のうち <b>1.50%</b> を補給		

※令和2年3月31日以前に、利子補給対象資金の融資を受けた方に係る利子補給については、融資を受けた年度によって異なります。

## 2 利子補給金の算出方法

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間において、月毎に次の算式により計算した金額の当該期間の合計とします。

利子支払方法	利子補給金の額の算式
前払い	$\text{利子補給金の額} = \text{利子補給計算月の月末融資残高} \times \text{利子補給率} \div 365 \text{日} \times \text{利子日割日数}$ <p>※初回返済月において、利子補給計算月の月末融資残高を融資金額と読み替える。</p>
後払い	$\text{利子補給金の額} = \text{利子補給計算月の前月末融資残高} \times \text{利子補給率} \div 365 \text{日} \times \text{利子日割日数}$ <p>※初回返済月において、利子補給計算月の前月末融資残高を融資金額と読み替える。</p>

注1 利子日割日数は、返済年月日間の経過日数とする。

また、返済の条件変更等により貸付返済予定明細に変更があった場合の利子補給金の額は、融資残高が変更前の額を超える場合は変更前の融資残高により算定し、融資残高が変更前の額よりも少なくなる場合は当該変更後の融資残高により算定した額とします。

### 3 利子補給申請方法・申請先

「沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付申請書及び実績報告書」及び添付書類を郵送又は持参により、**沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班**あてご提出ください。

注1：県は上記書類を受理・審査後、利子補給金の交付決定を行い、その旨を事業者に通知します。

注2：県の審査により交付申請額と交付決定額が必ずしも一致しない場合がございますのでご注意ください。

### 4 申請書受付期間

令和3年1月1日（金）から**令和3年1月31日（日）まで**

※持参の場合は平日9:00～17:00にお越しください。（12:00～13:00除く）当日消印有効

### 5 その他

なお、利子補給制度は、予算の範囲内で実施するものであるため、**予算の上限に達し次第、受付を終了します。**早めの申請をお願いします。

### 6 お問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課 金融班 電話 **098-866-2343**（担当：神山、赤嶺）